

## 厚真町再生可能エネルギー発電事業と地域との共生に関する条例（案） に対する意見募集の結果について

厚真町再生可能エネルギー発電事業と地域との共生に関する条例（案）について、町民の皆さんのご意見を募集させていただいたところ貴重なご意見をいただきましたので、その意見に対する厚真町の考え方を公表します。

### 1 意見募集の実施概要

実施期間	令和8年1月26日（月）から2月24日（火）（30日間）		
資料の入手方法・場所	(1) 厚真町ホームページ（電子データのダウンロード） (2) 厚真町役場本庁舎（書面の閲覧） (3) 厚真町総合ケアセンターゆくり（書面の閲覧） (4) 厚真町厚南会館（書面の閲覧）		
意見の件数	35件		
意見の取扱い	修正	案を修正するもの	0件
	既記載	すでに案に盛り込んでいるもの	4件
	参考	今後の参考とするもの	1件
	その他	意見として伺ったもの	30件
意見の受け取り	郵送		0人
	ファクシミリ		1人
	電子メール		3人（団体含む）
	持参		2人

### 2 ご意見の概要及び厚真町の考え方

項目	ご意見の概要	ご意見に対する町の考え方
定義 （第2条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域住民等に事業区域に係る公的機関、生産団体、自然・環境保護団体等を含めること。</li> <li>・ 地域住民等に具体的に自然団体を明記すること。</li> <li>・ 地域住民等の範囲に同じ水系を利用する農家や下流の住民など実質的な影響を受ける人を広く対象に含めること。</li> </ul>	<p><b>【既記載】</b></p> <p>説明の対象となる「地域住民等」については、事業区域周辺に居住する者や土地・建築物の所有者など、生活環境や生産活動などにおいて直接影響を受ける住民や自治会を基本としています。</p> <p>説明会について、対象を全町民にしたり、自然環境・環境保護団体を一律に対象にしたりすることは、対象範囲が不明確となり、手続の安定性を損な</p>

		<p>うおそれがあります。</p> <p>本条例案第2条において「その他町長が特に認めた者」を地域住民等を含めることができる規定を設けており、個別案件ごとに影響の内容に応じて対応することが適当であると考えます。</p>
	<p>・定義に「地域との共生 住民の理解が得られないうちは、事業計画は進まないこと」を加えること。</p>	<p>【その他】</p> <p>「地域との共生」の趣旨について、条例全体の規定により表現されていることから、個別の定義規定を設ける考えはありません。</p>
適用事業 (第3条)	<p>・適用事業に、同一又は共同の関係にあると認められる事業者が、同時期、近接した時期、近接した場所に設置する再生可能エネルギー発電設備の合算した発電出力が10キロワット以上となる場合を含めること。</p> <p>・会社名を代えて小規模な発電事業を連立させ10キロワット以上となる場合も条例の適用事業とすること。</p>	<p>【その他】</p> <p>本条例案では、再生可能エネルギー発電設備の出力の合計が10キロワット以上の再生可能エネルギー発電事業に適用するとしています。</p> <p>出力の合計を考える上で「実質的に同一の申請者」であるかどうか、「実質的に一つの場所」であるかどうかの判断、いわゆる分割案件に該当するか否かについては、再生可能エネルギー電気の供給に係る国の事業計画策定ガイドラインにおける取扱いに準じて判断します。</p>
	<p>・再生可能エネルギー発電設備の出力の合計が10キロワット以下の発電事業についても適用事業とすること。</p>	<p>【その他】</p> <p>本条例案は、自然環境や生活環境、防災上の影響が一定程度想定される出力10キロワット以上の事業用の再生可能エネルギー発電設備を対象としています。</p>
町の責務 (第4条)	<p>・町の責務に次の項目を追加すること</p> <p>① 事業者に、事前協議の前に事前調査を求め内容を精査する。</p> <p>② 町民に、事業申入れを</p>	<p>【既記載】</p> <p>本条例案第9条第2項において、町長は事前協議があったときに「必要な指導又は助言をすることができる」と規定しており、この中で事業の内容や立地条件に応じて事前調査の実施を求め</p>

	<p>告知、事業者の説明会前に、事前協議の内容を周知する。</p> <p>③ 事業者による説明会開催を全町民に周知する。</p> <p>④ 地域住民の理解と合意が得られたことを確認できれば、事業計画の届出を受ける。</p>	<p>ることが可能です。また、同条第3項において「専門的知見を有する者の意見を聴くことができる」と規定しており、事前調査の内容について専門家の意見を踏まえた精査を行うことができます。</p> <p>事前協議は計画の検討段階であり、事業内容が確定していないため、この段階での事前協議の内容の公表は予定していません。</p> <p>本条例案第10条第1項において、事業者は地域住民等に対して説明会等を開催することを義務付けています。</p> <p>説明会の対象となる「地域住民等」は、事業により直接的に影響を受ける方々を基本としています。</p> <p>説明会の開催情報については、事業者が地域住民等に対して適切に周知することを求めています。</p> <p>本条例案第10条第2項において、事業者は「事業計画の内容について地域住民等の理解が得られるよう努めなければならない」と規定し、同条第4項において説明会の結果を町長に報告することを義務付けています。</p> <p>「理解と合意」を届出の受理要件とすることについては、何をもって「合意が得られた」と判断するのか客観的な基準を設定することが困難であり、制度の公平性・安定性を確保できないおそれがあることから、現行案のとおり、説明と理解の確保を重視した規定とします。町としては、事業者から提出される説明会の報告内容を確認し、地域住民等の理解を得るための取組が不十分と認められる場合には、第9条</p>
--	---	---

		第2項に基づき必要な指導又は助言を行います。
事業者の責務 (第5条)	<p>・事業者の責務に次の項目を規定に追加すること。</p> <p>① 周辺関係者と合意形成を図り、良好な関係を保つこと。</p> <p>② 事業による、自然環境や生活環境に対する影響リスクを考慮し、予防原則の観点で環境保全措置を講ずること。</p> <p>③ 自然環境や生活環境への影響に関する事項について事前調査を実施し、事前協議の前までに実施結果を町に報告すること。</p>	<p>【既記載】</p> <p>本条例案第5条では、事業者に対し、地域住民等の意見を尊重し良好な関係を保つこと、災害防止や生活環境・自然環境への配慮を求めています。</p> <p>また、第9条から第11条により、事前協議や説明を通じて事業内容の確認を行う仕組みを設けています。</p> <p>ご意見の趣旨はこれらの規定により担保されています。</p> <p>事前調査等については、事前協議の段階で、町において専門家の意見を聴取した上で、その手法や調査期間などの具体的な要件等について、事業者に対し、指導又は助言することとしています。</p>
禁止区域 (第6条)	<p>・希少鳥類である国指定特別天然記念物のタンチョウ、国指定天然記念物のクマゲラ、カラフトルリシジミ、オジロワシ、エゾシマフクロウ、コクガン、マガン、ヒシクイの生育地の保全を目的に、その生育地域を禁止区域とすること。</p>	<p>【その他】</p> <p>特定の動植物の生息地については、環境影響評価や自然環境関係法令により保護が図られる仕組みが設けられています。条例で個別種を列挙して禁止区域とすることは、科学的知見の変化や指定の更新への対応が困難となるおそれがあることから、現行の条例案が適当と考えます。</p>
配慮事項 (第8条)	<p>・動植物の保全に関することを追加すること。</p>	<p>【既記載】</p> <p>本条例案第8条第1号において「自然環境の保全」が規定されており、動植物の保全もこれに含まれます。</p>
事前協議 (第9条)	<p>・事前協議に次の項目を追加すること。</p> <p>① 町は、事前調査等の事前協議書を精査、事業に</p>	<p>【その他】</p> <p>事前協議は、事業計画の内容について町が技術的・専門的な観点から確認し、必要な指導又は助言を行うための</p>

	<p>対する町の意見を公表する。</p> <p>② 町は、必要に応じて環境審議会に諮問、有識者に意見を求める。</p>	<p>手続です。当該段階では事業計画は未確定であり、町が事業の可否や賛否について公的な判断を示したり、意見を公表することを予定しているものではありません。</p> <p>また、本条例案第9条第3項において、町長は必要に応じて学識経験者等の意見を聴くことができると規定しており、事業の内容や立地条件に応じて、柔軟に意見聴取を行います。</p>
<p>地域住民等への説明 (第10条)</p>	<p>・地域住民等の「合意」や「同意」を事業の実施の要件とすること。(5件)</p>	<p><b>【その他】</b></p> <p>本条例案では、説明会の開催や意見への誠実な対応を義務付けることで、地域住民の理解を得る仕組みとしています。</p> <p>「合意」や「同意」を法的要件とすることは、客観的な成立基準を定めることが困難であり、制度としての公平性や安定性を確保できないおそれがあることから、現行案のとおり、説明と理解の確保を重視した規定とします。</p>
<p>届出等 (第11条)</p>	<p>・届出制から、町が事業を判断する許可制とすること。</p> <p>・許可制とし、協定を締結すること。</p>	<p><b>【その他】</b></p> <p>再生可能エネルギー発電事業は、国の制度により推進されている事業であり、市町村が一律に許可制とすることは、法令との関係や事業の自由との均衡の観点から慎重な対応が必要であると考えます。</p> <p>本条例案では、届出、事前協議、指導・勧告・命令の仕組みにより、実質的な関与と是正が可能な制度設計としており、現行案の枠組みが適当であると考えています。</p> <p>協定の締結については、本条例において一律に義務付けることは考えてい</p>

		ませんが、個別事業の状況に応じ、地域との合意形成を補完する手法の一つとして、必要に応じて検討します。
	・設備に使われている有害物質の種類と量を事業計画の届出時に明示させること。	<p>【参考】</p> <p>再生可能エネルギー発電設備に含まれる有害物質の把握は、災害時の環境汚染防止や適正な廃棄処理の観点から重要であると認識しています。</p> <p>規則において、設備に含まれる有害物質に関する情報の届出を求めることを検討します。</p>
	・親会社や出資者の情報を明らかにし、実態としての外国資本や資金源を町が把握出来るようにすること。	<p>【その他】</p> <p>本条例においては、まずは事業者の基本情報や責任主体を明確にすることを通じて適切な指導・対応が可能となる仕組みとしています。資本関係等の情報の取扱いについて、再生可能エネルギー発電事業は電気事業法や再生可能エネルギー特別措置法等の国の法制度のもとで実施されており、資本関係や資金源の開示については、国の制度において一定の整理がされているものと認識しており、条例において、出資者や資金源の開示義務を設けることは、考えていません。</p> <p>ご意見として伺います。</p>
	・事業の転売は、事前に町長の承認を得ること。	<p>【その他】</p> <p>事業者の変更については、再生可能エネルギー特別措置法に基づき、国において認定事業者の変更手続が定められており、適切な審査が行われる仕組みとなっています。</p> <p>町の条例において、事業の譲渡等に対し一律に事前承認制を設けることについては、事業活動への影響や制度運用上の課題もあることから慎重な検討</p>

		<p>が必要と考えています。</p> <p>このため、本条例においては、事業者の変更があった場合には町への届出等により状況を把握し、必要に応じて指導等を行うことにより、地域との共生や適正な事業実施の確保を図ってまいります。</p>
<p>廃止の届出 (第14条)</p>	<p>・事業者は、再生可能エネルギー発電設備の解体、撤去及びこれに伴い発生する廃棄物の処理その他事業廃止後に必要とする措置に要する費用を適切に確保するため、保証金としてあらかじめ金融機関に現金を預け入れなければならないものとする。(5件)</p>	<p><b>【その他】</b></p> <p>本条例案では、第11条において廃止後の措置を含む維持管理計画の提出を義務付け、第14条及び第15条により、撤去等の義務を課しています。</p> <p>撤去費用の確保については、再生可能エネルギー特別措置法に基づき、一定規模以上の事業に対して外部積立が義務付けられるなど、国において制度的な対応が図られていることから、保証金等について、町が独自に義務付けることは適当ではないと考えています。</p> <p>一方で、FIT・FIP制度の対象とならない、いわゆる非FITの再生可能エネルギー事業については、現時点において国の統一的な積立制度が設けられていないことから、撤去費用の確保が課題となり得るものと認識しています。</p> <p>本条例においては、国の制度の適切な履行を前提としつつ、非FIT事業も含め、事業計画の段階から廃止後を見据えた対応を求め、必要に応じて指導・助言を行うことにより、将来的な負担が地域に及ばないように努めてまいります。</p> <p>また、今後の国の制度動向や他自治体の取組も注視しながら、必要に応じて</p>

		<p>た対応について検討してまいります。 ご意見として伺います。</p>
その他	<p>・環境審議会の設置について規定すること。</p>	<p>【その他】</p> <p>本条例案第9条第3項により、学識経験者等の専門的意見を聴くことができる仕組みを設けています。</p> <p>事業の内容や立地条件に応じて、柔軟に意見聴取を行います。</p>
	<p>・厚真町の自然度の高さや豊かな自然環境の上に成り立った生産空間など、優れた「自然・生活環境」があることを明示し、事業者には調和を求めること。</p>	<p>【その他】</p> <p>厚真町が自然の豊かさと生活の快適さをあわせもつ「大いなる田園のまち」であることは、厚真町環境基本条例の前文に明示されているところであり、本条例案は、環境基本条例の理念を再生可能エネルギー事業の分野において、具体的に機能させる実施条例として位置付けています。</p> <p>本条例案は、再生可能エネルギー発電事業と地域との共生を図り、町民の安全で安心な生活環境の確保、良好な自然環境の保全及び災害の防止を図ることを目的としています。</p>
	<p>・土地所有者の責務に関することを規定し、太陽光発電事業により生活環境への被害等、自然環境、景観を損なう行為又は事故等が発生することのないよう、事業区域に係る土地等を適正に管理しなければならないことを規定すること。</p>	<p>【その他】</p> <p>本条例案では、再生可能エネルギー発電事業を実施する事業者に対して、第5条及び第15条により、設備及び事業区域の安全かつ適正な維持管理の責務を課しています。</p> <p>再生可能エネルギー発電事業に伴う環境や生活への影響については、事業の実施主体である事業者が一義的に責任を負うべきものであることから、土地所有者を義務主体とすることは予定していません。</p>
	<p>・事業者は、事業計画の概要を周辺関係者に周知するた</p>	<p>【その他】</p> <p>国の再生可能エネルギー事業計画策</p>

	<p>め、事業区域内の道路等に面した見やすい場所に標識を掲示しなければならないとすること。</p>	<p>定ガイドラインにおいて、発電設備の外部から見やすい場所に事業者名や連絡先等を表示することが求められています。</p>
その他	<p>・人口減少や高齢化、災害の頻発などにより自然環境や地域社会が大きく変化する中、再生可能エネルギーには利点と課題の両面がある。将来的には設備の撤去・更新の集中や人材不足、事業者の撤退等による問題も懸念されるため、事業者の責任や管理体制の確保が重要である。</p> <p>将来世代に負担や負の遺産を残さず、再エネ事業による利益の裏で生じる費用を町民の税負担としないよう求める。また、厚真町の自然環境や地域の価値を守りつつ、時流に流されない持続的な町政運営を望みます。</p>	<p><b>【その他】</b></p> <p>再生可能エネルギー事業に伴う撤去費用や原状回復費用等の確保については、事業者の責任において行われるものです。</p> <p>本条例においては、事業計画の段階から事業終了後を見据えた対応を求めるとともに、関係法令や国の制度も踏まえながら、事業者の責任の明確化と適切な履行確保に努めます。</p> <p>また、厚真町の良好な生活環境や優れた自然環境・景観は、将来にわたり守り引き継ぐべき重要な資産であることから、開発と保全の調和を図り、持続可能なまちづくりを推進していきます。</p> <p>ご意見として伺います。</p>
	<p>・いつ何時でも事業者の情報を適切に把握できる体制にあるか。</p>	<p><b>【その他】</b></p> <p>本条例案では、事業開始時、承継時及び廃止時の届出を義務付けています。</p> <p>また、必要に応じて報告徴収や立入調査を行うことができることから、事業者の情報については制度上把握が可能な仕組みとしています。</p> <p>これらの規定に基づき、適切な把握に努めます。</p>
	<p>・事業者に再エネ更新準備が計画されているのか。</p>	<p><b>【その他】</b></p> <p>本条例案では、事業計画として維持管理計画の提出を義務付けており、そ</p>

		<p>の中で設備の維持管理や事業終了後の措置について定めることとしています。</p> <p>設備の更新については事業者の判断に委ねられるものですが、適切な維持管理が行われるよう条例に基づき指導・助言を行ってまいります。</p>
	<p>・事業者の保証人又は担保物権等の把握をしているか。</p>	<p><b>【その他】</b></p> <p>本条例案は、事業の適正な実施及び地域との共生を目的としており、事業者の保証人や担保物権の把握までは求めていません。</p> <p>これらは民間契約や関係法令に基づき整理されるべき事項であり、条例により一律に把握を求めるものではないと考えています。</p>
	<p>・条例の制定に留まらず、厚真町の貴重な自然環境を調査し、その保存・活用の意見を交換する機会を設けてほしい。生態系の保全に向けて、専門家を招いたり、職員を確保したりするなど、積極的な取り組みを期待します。</p>	<p><b>【その他】</b></p> <p>ご意見として伺います。</p>